

判決年月日	平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事件番号	平成 25 年（行ケ）第 10244 号		
○ 「ダクタイル鋳物用溶融鋳鉄の溶製設備」という名称の特許につき、審決の相違点に関する判断には誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法 29 条 2 項

（関連する権利番号等） 無効 2013-800001 号，無効 2009-800121 号，特許第 3685781 号，特願 2002-334665 号，特開平 9-182958 号公報

1 本件は，発明の名称を「ダクタイル鋳物用溶融鋳鉄の溶製設備」とする特許（特許第 3685781 号）の無効審判不成立審決（無効 2013-800001 号事件）に対する審決取消訴訟である。

2 判決は，要旨次のとおり判示して，本件発明は，甲 1 文献（「FOUNDRY TRADE JOURNAL，FEBRUARY 1997，p 56-58」）に記載された発明（甲 1 発明）及び甲 2 文献（特開平 9-182958 号公報）に記載された発明（甲 2 発明）に基づいて，当業者が容易に発明することができたものであって，これを容易に想到することはできないとした審決の判断は誤りであり，取り消されるべきものとした。

(1) 「甲 2 発明は，取鍋を保持炉から注湯機上に搬送するために，ホイストとモノレールに換え，台車と 2 台のローラコンベアからなる取鍋移送機構を用いるものであるところ，甲 1 発明と甲 2 発明は，いずれも，鋳鉄の鋳造設備に関するものであり，保持炉に保持されていた鋳鉄溶湯を取鍋に装入し，その鋳鉄溶湯が装入された取鍋を，保持炉から次の所定の処理を行う装置まで搬送する工程を有する点で共通するものである。

また，平成 7 年 3 月発行された財団法人素形材センターの「鋳造工場の自動化・省力化マニュアル」（甲 8。以下「本件マニュアル」という。）によれば，鋳造設備における通常取鍋の搬送手段については，空間搬送が主流であったものの，地上方式のものも少なくなかったこと（99 頁），溶湯が高温であるから，その安全性を確保しながら，工場の環境整備，省力化のために搬送手段の自動化が進められてきたこと（97 頁）などが認められ，当業者であれば，取鍋を搬送するにあたっては，取鍋の搬送作業を自動化することによって危険作業を回避するとともに，取鍋搬送を安定化し，さらに時間短縮等，作業の効率化を図る必要があるという甲 2 発明の課題を認識すると認められる。

そうすると，甲 1 発明及び甲 2 発明に接した当業者であれば，甲 1 発明において，前炉に保持されていた溶鉄が充填された取鍋を，前炉から処理ステーションに搬送するにあたり，取鍋の搬送作業を自動化することにより，危険作業を回避するとともに，取鍋搬送を安定化し，さらに時間短縮等，作業の効率化を図るために，取鍋の搬送手段として甲 2 発

明を適用して、前炉と処理ステーションの間にレールを敷設し、取鍋を載置した台車を走行機構により電動走行させ、台車上に設けたローラコンベアと、処理ステーションに設けたローラコンベアにより、取鍋を、台車から処理ステーションにおける適宜定められた位置へ移送するという相違点に係る構成を容易に想到することができるというべきである。」

(2)「ア 審決は、甲1文献には、甲1発明の取鍋内の溶鉄が、コアードワイヤ処理の後、別の取鍋に移し替えられて鑄造工程へ進むことが記載されており、この鑄造工程では、移し替えられた取鍋を注湯機上に載置するものと認められるから、甲1発明の取鍋は、注湯用の取鍋ではなく、甲2発明の取鍋に相当するものではないと判断した。

しかし、甲2発明によって搬送される取鍋が注湯用取鍋であるのに対して、甲1発明において搬送される取鍋が注湯用取鍋でないとしても、前記(1)で判示したとおり、これらは保持炉に保持されていた鑄鉄溶湯を装入する取鍋であり、保持炉から次の所定の処理を行う装置まで搬送される点で共通するものである上、本件特許の出願前に刊行された「G i e ß e r e i - P r a x i s , 1 9 8 3 , N o 2 1 , 3 1 3 - 3 2 0 頁」(甲31)によれば、ワイヤーフィーダー法においてもマグネシウム処理及び鉄の注湯が同じ取鍋で実施されることがあると認められ、甲1発明における取鍋が注湯用であるか否かは搬送手段の選択に大きな影響を及ぼすものではない。また、甲2発明は、単に取鍋を自動搬送するだけであるから、注湯用取鍋しか搬送できない特殊なものではなく、当業者であれば、注湯用ではない取鍋であっても搬送が可能であると認識できると認められる。

したがって、甲1発明の取鍋が、甲2記載の取鍋に相当するものではないからといって、甲1発明において、取鍋の搬送手段として甲2発明を適用することは当業者にとって容易になし得たことではないということとはできない。

イ また、審決は、甲1発明の処理ステーションでは、取鍋が、注湯機のように載置されるのではなく、吊り上げられることが記載されているから、甲1発明の処理ステーションには、むしろホイスが必要であって、取鍋移送機構を設ける必要がないことなどから、甲1発明に甲2発明を適用することは当業者が容易になし得たことではないと判断した。

確かに、甲1発明では、処理ステーションにおける黒鉛球状化处理の際、フックで取鍋を吊り上げており(別紙甲1発明図面目録の図2参照)、そのためにホイスが必要であることは認められる。

しかし、処理ステーション内において取鍋を吊り上げるからといって、溶湯が装入された取鍋をホイスで吊って前炉から処理ステーション内の所定の位置まで搬送することによって生じる危険性がなくなるわけではなく、その危険性を避けるため、取鍋を前炉から処理ステーション内の所定の位置に設置するまでの搬送手段として甲2発明を利用する意義は存在するから、甲1発明に甲2発明を適用する動機付けは依然として存在するというべきである。

したがって、甲1発明に甲2発明を適用することは当業者が容易になし得たことではないとした審決の判断には誤りがある。」